

今月のテーマ

H29年度改正雇用保険法と手続き

～H29.1.1～雇用保険の適用拡大・H29.4.1～保険料率～

社会保険労務士法人マツザワサポート
ライフサポートまつざわ
〒950-1425 新潟市南区戸石 382-19
TEL 025(372)5215 FAX 025(372)5218
Eメール info@matsuzawa-support.com
URL http://matsuzawa-support.com

平成29年1月～雇用保険の適用拡大

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用対象となりました。なお、保険料の徴収は、平成31年度まで免除されます。

適用と手続き

■平成29年1月1日以降に、新たに65歳以上の労働者を雇用した場合

手続き▶ 雇用保険の適用要件に該当する場合は、被保険者となった日の属する月の翌月10日までに、資格取得届を提出してください。

■平成28年12月末までに、65歳以上の労働者を雇用し、平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

手続き▶ 雇用保険の適用要件に該当する場合は、平成29年1月1日より雇用保険の適用対象となります。
提出期限の特例により、平成29年3月31日までに資格取得届を提出してください。

■平成28年12月末時点で、高年齢継続被保険者(※)である労働者を、平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

手続き▶ ハローワークへの届出は不要です。
(自動的に高年齢被保険者に被保険者区分が変更されます)

(※)65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者

平成29年4月～雇用保険料率の引き下げ ～国会に提出した法律案が成立した場合～

事業の種類	負担者		②		
	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付の 保険料率	雇用保険二事 業の保険料率	①+② 雇用保険料率
一般の事業	3/1000	6/1000	3/1000	3/1000	9/1000
(H28年度)	4/1000	7/1000	4/1000	3/1000	11/1000
農林水産・清酒 製造の事業	4/1000	7/1000	4/1000	3/1000	11/1000
(H28年度)	5/1000	8/1000	5/1000	3/1000	13/1000
建設の事業	4/1000	8/1000	4/1000	4/1000	12/1000
(H28年度)	5/1000	9/1000	5/1000	4/1000	14/1000

よくある質問Q&A

Q1 雇用保険の加入の要件を教えてください。

雇用保険の適用事業所に雇用される次の労働条件のいずれにも該当する労働者は、原則として全て被保険者となります。

- (1)1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- (2)31日以上の雇用見込みがあること

また、パートやアルバイトなど雇用形態や、事業主や労働者からの加入希望の有無にかかわらず、要件に該当すれば加入する必要があります。(ただし、季節的に一定期間のみ雇用される労働者など、一部被保険者とならない場合があります)

Q2 初めて人を雇い入れたので、雇用保険の手続きが初めてなのですが、まずどうすればよいですか？

労働者を1人でも雇えば、原則として労働保険(雇用保険、労災保険)が適用されるため、はじめに「労働保険関係成立届」を事業所の所在地を管轄する労働基準監督署に提出してください。(都道府県及び市町村、農林水産、建設、港湾労働法の適用される港湾での港湾運送に該当する事業については、労働保険関係成立届をハローワークに提出してください)

また、受理印を押された労働保険関係成立届事業主控及び確認書類等を添えて、「雇用保険適用事業所設置届」と「雇用保険被保険者資格取得届」を事業所の所在地を管轄するハローワークに提出してください。

(届出の様式や添付書類等については、次の問3をご参照ください)

なお、個人経営の農林水産業で、雇用している労働者が常時5人未満の場合は、任意の適用となりますが、労働者の2分の1以上が加入を希望するときは、加入の希望をしていない労働者を含み加入要件を満たす労働者全員分の加入の申請が必要となります。

Q3 雇用保険被保険者資格取得届について、提出にあたり添付書類は必要ですか？

原則として、添付書類は不要です。

ただし、事業所として資格取得届の提出が初めての場合は、賃金台帳、労働者名簿、出勤簿(タイムカード等)、その他社会保険の資格取得関係書類、雇用契約書など、その労働者を雇用したこと及びその年月日などが確認できる書類の添付が必要です。

Q4 複数の会社で働いている者の雇用保険の加入はどうすればよいですか？

同時に複数の会社で雇用関係にある労働者(それぞれの会社で雇用保険の加入要件を満たす場合)については、生計を維持するために必要な主たる賃金を受ける雇用関係にある会社でのみ加入することとなります。

なお、雇用保険の加入要件は1つの会社で満たす必要があり、いずれの会社も加入要件を満たさない場合には雇用保険に加入できません。

(雇用保険の加入要件については「Q1」をご参照ください)

Q5 季節的に雇用する労働者は、雇用保険に加入できますか？

季節的に雇用される次の労働条件に該当する労働者は、被保険者となります。

- (1) 4か月を超える期間を定めて雇用されること
- (2) 1週間の所定労働時間が30時間以上であること

なお、季節的な雇用とは、季節的業務(積雪など自然現象の影響を受ける業務)に期間を定めて雇用される又は季節的に入・離職することをいいます。

Q6 取締役や会社の役員は雇用保険に加入できますか？

会社の取締役や役員は、原則として被保険者となりません。

ただし、会社の役員と同時に部長、支店長、工場長等の従業員としての身分を有する者は、服務態様、賃金、報酬等からみて、労働者的性格の強いものであって、雇用関係があると認められる場合に限り、雇用保険に加入できます。

この場合、雇用の実態を確認できる書類等をハローワークに提出する必要があります。

Q7 同居している親族も雇用保険に加入できますか？

個人事業の事業主(実質的に代表者の個人事業と同様と認められる法人を含む)と同居している親族は、原則として雇用保険に加入できません。

ただし、事業主と同居する親族であっても、以下の条件を全て満たす場合は雇用保険に加入ができます。

- (1) 業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること
- (2) 就業の実態が当該事業所における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること
特に、・始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等
・賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期等について、
就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること
- (3) 事業主と利益を一にする地位(取締役等)にないこと

Q8 従業員が離職した場合など、雇用保険関係の手続きはどういう場合にどのような手続きがありますか？

雇用保険に加入していた従業員が離職した場合には、被保険者でなくなった日の翌日から10日以内に、雇用保険被保険者資格喪失届と雇用保険被保険者離職証明書(離職票)を事業所を管轄するハローワークに提出してください。

なお、離職票は従業員が離職後に失業等給付の受給手続を行う際に必要となる重要な書類ですので、必ず提出期限内の提出にご協力をお願いいたします。

その他、新たに従業員を雇用した場合、または事業所が移転した場合など届出の内容に変更があった場合には手続きが必要となります。

ただし、法人の代表者の変更は、届出の必要はありません。

【届出の手続き、提出期限、添付書類について】

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koyouhoken/tetsuduki_ichiran01.html

【雇用保険関係の届出の様式】

<https://hoken.hellowork.go.jp/assist/600000.do?screenId=600000&action=initDisp>